平成２１年（フ）第３３１１号
札幌市豊平区平岸１条８丁目１－１　ヒルトップタワー11－C、住民票上の住所札幌市中央区南８条西17丁目２番27－103号
債務者　鈴木　勝弘
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３２８号
札幌市中央区円山西町２丁目15番８号
債務者　平松　香里
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３４４号
札幌市白石区栄通15丁目８番１号　セゾンコート205号
債務者　山下　徹郎
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３４８号
北海道石狩市花川南２条３丁目77番地
債務者　竹村　和枝（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８３号
札幌市厚別区厚別東４条７丁目26番52号
債務者　田中　大輔
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９４号
札幌市中央区北10条西20丁目２番24－402号
債務者　渡辺　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４０４号
札幌市西区八軒10条東３丁目５番19号　ローズコート101号
債務者　中畑　　優
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４１７号
北海道恵庭市緑町２丁目４番２－106号
債務者　近藤　英一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４３６号
札幌市厚別区厚別南２丁目20番28－302号
債務者　宮本　琢哉
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４６１号
札幌市豊平区豊平３条12丁目１番35号　クラレット豊平106号
債務者　藤原奈菜子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７９号
札幌市南区澄川４条１丁目２番12号　レジデンス澄川302号
債務者　榊原　大助
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４８３号
札幌市厚別区厚別北１条２丁目４番22号
債務者　松田　彩子（旧姓ロドリガーズ）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４８５号
札幌市西区発寒10条１丁目２番２－301号
債務者　藤井裕美子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４９９号
札幌市南区澄川５条３丁目８番36－405号
債務者　厨川　春美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５０１号
札幌市厚別区青葉町11丁目１番１－1302号
債務者　河井利枝子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１５号
札幌市北区百合が原５丁目６番22号　ＴＲ160－302号
債務者　藤田美恵子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５号
青森県八戸市大字売市字右水門下８番地26　グランビア館103号
債務者　佐々木　司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
秋田県由利本荘市中竪町11番地６
債務者　伊藤みどり
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　秋田地方裁判所本荘支部